

## 向日市不当要求行為等対策条例 (案)

### (目的)

第1条 この条例は、本市の事務事業に係る不当な要求行為又は職員に対する暴力的行為（以下「不当要求行為等」という。）に対し、組織として毅然と対処するとともに、それらを未然に防止するための組織的な体制を整備し、もって公務の円滑かつ適正な執行を確保し、市民に信頼される公正公平な行政の実現を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「不当要求行為等」とは、公正な職務の遂行を損ない、又は損なうおそれがある次に掲げる行為をいう。

- (1) 市が行う全ての行為に関し、正当な手続きを経ることなく特定の個人又は法人その他の団体に対し有利又は不利な取扱いを要求する行為
- (2) 市が行う全ての行為に対し、正当な手続きを経ることなくその達成を妨害し、又は遅延させることを目的に行われる行為
- (3) 職員の採用その他の人事に関し、正当な手続きを経ることなく特定の処分その他の行為を要求する行為
- (4) 職員に対し、正当な手続きを経ることなくその職務上知り得た情報の提供を求め、又は当該職員がその職務上なし得る特定の行為を求める行為
- (5) 職務を遂行する職員に対し、自らの要求を直接的又は間接的に実現するため、違法又は暴力行為その他の社会的常識を逸脱した手段を用いる次の行為
  - ア 身体の一部や器具を使って、故意に職員を傷つけようとする行為
  - イ 職員が恐怖を感じ、反論し得ない状況に追い込む程度の脅迫行為
  - ウ 正常な業務が遂行できない程度の喧騒行為
  - エ 粗野又は乱暴な言動により職員に嫌悪の情を抱かせる行為
  - オ 正当な権利行使を装い、金銭及び権利を不当に要求する行為

(6) 前各号に掲げるもののほか、市の事務及び事業の適正な執行並びに庁舎等の施設の保全及び秩序の維持に支障を生じさせる、又はそのおそれのある行為

2 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに同条第3項に規定する特別職の職員のうち市長、副市長、教育長及び非常勤の嘱託員の職にある者をいう。

（職員の責務）

第3条 職員は、常に市民の福祉の増進を目指して公正な職務の遂行に当たらなければならない。

2 職員は、不当要求行為等に対しては、これを拒否しなければならない。この場合において、当該不当要求行為等が明らかに違法と認められる場合又は職員その他の者に危険が及ぶと危惧される場合には、上司の指示又は職員自らの判断により、警察への通報その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 職員（市長を除く。）は、不当要求行為等があったときは、直ちに上司及び第5条に規定する対策責任者に報告しなければならない。

（市民等の責務）

第4条 何人も、職員に対して不当要求行為等をしてはならない。

（対策責任者）

第5条 市の組織内における不当要求行為等の予防、対策その他の措置を日常的に講ずるため、不当要求行為等防止対策責任者（以下「対策責任者」という。）を置く。

2 対策責任者は、課長その他課長に準ずる職にある者をもって充てる。

3 対策責任者は、日常的な予防策の徹底や職員の訓練、事案発生時の指示等を担当する。

4 対策責任者は、第3条第3項の規定による報告を受けたときは、公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずるとともに、上司及び次条に規定する対策委員会に報告しなければならない。

（対策委員会）

第6条 本市における不当要求行為等への対策を統括するため、向日市不当要求行為等対策委員会（以下「対策委員会」という。）を設置する。

- 2 対策委員会に委員長、副委員長及び委員を置く。
- 3 対策委員会は、前条第4項の規定による報告その他の不当要求行為等に関する報告を受けたときは、当該不当要求行為等への対応方針及び事後措置を協議検討し、その結果を前条第4項に規定する報告を受けた対策責任者及び市長に報告するものとする。
- 4 前3項に定めるもののほか、対策委員会の所掌事務、組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

(不当要求行為等の行為者への警告等)

第7条 市長は、対策委員会から不当要求行為等の報告を受けたときは、当該報告に基づき、不当要求行為等の行為者に対して文書で警告を行うものとする。

- 2 前項の警告を行う場合において、市長は市民への公表その他必要な措置を講ずることができる。
- 3 市長は、本市の競争入札参加資格を有する事業者に対して第1項の警告を行った場合は、当該事業者に対し、入札参加停止その他の必要な措置を講ずることができる。

(職員の保護)

第8条 市長は、職員が不当要求行為等を拒否したことにより、当該不当要求行為等の行為者から違法又は不当な権利侵害を受けることのないよう必要な配慮をするとともに、当該職員の公正な職務の遂行を確保するため、当該権利侵害を受けることとなった職員に対し、必要な援助、保護等の措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。